

お知らせ

まちのデータ

(令和3年(2021年)5月末日現在)

人口 2万6,028人	交通事故発生件数 (5月中、物損含む)
男 1万2,343人	有田川町 61件
女 1万3,685人	死者0人 負傷0人
1万681世帯	湯浅警察署調べ

お問い合わせ
電話番号



吉備庁舎
金屋庁舎
清水行政局

52-2111

城粟五安水	23-0001
山生郷諦	22-0351
出連出出道	22-0254
張絡張張	26-0001
所所所所課	52-5356
A L E C (アレック)	52-4730

環境セックタク	52-5384
プラスチック	52-7855
休日急患	52-4882
有田	52-3055
子育て支援センター	52-5474
有田川町少年センター	090-7966-1697
	52-8744

相談

7月の行政相談

●7月21日(水)

・金屋文化保健センター 13時30分
～16時

問 総務課(吉備庁舎)

子育て

在宅育児支援事業給付金

0歳児を在宅で育児する
多子世帯の方に給付金を支給

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、乳児の保育を家庭で行う保護者に対し給付金を支給します。受給には申請が必要なので、ごども教育課へ申請してください。申請期間内であれば対象月数分が支給されます。

●対象者／育児休業給付金を受給していない世帯および生活保護を受けていない世帯、暴力団と密接な関係を有しない世帯で、次の要件をすべて満たす乳児がいる世帯。

- ①当町に住民登録されていること。
- ②令和2年(2020年)4月1日(水)から令和3年(2021年)12月31日(金)までに生まれていること。

③属する世帯内の第二子以降であること。

④第二子の場合、申請者と申請者の配偶者の市町村民税所得割合算額が7万7101円未満であること。

※4～8月分は令和2年度(2020年度)、9～3月分は令和3年度(2021年度)で判定。

⑤保育所などに入所していないこと。

※年度途中で要件に変更があり、対象になる、または対象から外れる場合は、対象となる期間分受給することができます。

●申請期限／令和4年(2022年)3月31日(木)まで

●支給額／対象となる乳児1人あたり月額3万円(最大10カ月分)

●申請に必要なもの

- ①支給認定申請書
- ②申請者、申請者の配偶者および乳児の健康保険証の写し
- ③育児休業給付金の受給申請(予定を含む)がないことを証明する書類
- ④児童手当などを市町村以外から受給している場合(公務員など)は、乳児にかかる児童手当などの受給を証明する書類
- ⑤振込先口座の通帳の写し(口座番号、名義人などが記載されている部分)
- ⑥乳児が第二子である場合において、当町で申請者および申請者の配偶者の市町村民税の所得割合算額を確認できない場合、確認できる市町村が発行した市町村民税の所得割合算額に関する証明書

※①、③、④の書類については、ごども教育課でお受け取りいただくか町ホームページからダウンロードしてください。

※⑤については、乳児と同居していない場合をのぞき、支給対象者は児童手当などの受給者となるため、振込先口座は児童手当受給者の口座となります。

問 こども教育課(金屋庁舎)

献血

7月の献血

●7月23日(金・祝)

・スーパースタジオパーク有田川店 10時～12時・13時～16時30分

※内容変更があった場合、町ホームページでお知らせします。適宜ご確認ください。

問 健康推進課(金屋庁舎)